

# 任意継続被保険者保険料納入証明願

(提出日) 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

東京不動産業健康保険組合理事長 様

記号番号 3 2 0 - \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保険料納入証明書の発行をお願いします。

## 記

交付申請理由 ・該当するほうに○をつけ\_\_\_\_\_欄を記入してください。

1. 令和\_\_\_\_\_年分の 確定申告・年末調整 に使用するため

※申請書が届いた時点で入金を確認できた分のみの証明となります。

※前納されている場合、支払年月をもとに証明いたします。

2. その他 (使用目的: \_\_\_\_\_)

証明期間 令和 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月 から令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月の期間に支払った分

※記入された「証明期間」の月末以降に証明いたします。

## ※健保組合決裁欄

常務理事	事務長	部長	課長	係長	担当者

## 保険料納入額

(介護保険該当の場合は介護保険料含む)

受付日付印

¥ \_\_\_\_\_

受付番号: \_\_\_\_\_

## 「任意継続被保険者保険料納入証明書」の発行について

皆さまがお支払いになった任意継続保険料は、確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。その際、任意継続保険料の証明書は必要ありませんが、確定申告の書類に記入した金額を確認するために提示を求められたときは、別紙「任意継続被保険者保険料納入証明願」を提出していただくことで証明書を発行いたします。

### 【提出の際の注意事項】

1. 該当箇所（.....欄と○印）を記入してください。
2. 提出方法は**郵送**でお願いいたします。（メール及びFAXは不可）
3. 前納されている場合も支払年月をもとに証明いたします。

**《例》** 令和5年3月に「令和5年4月分～令和6年3月分（12ヶ月分）」の保険料を支払った場合（令和5年3月に1年分を前納された場合）

⇒令和5年分の確定申告に使用するために証明書の発行を希望されると、「令和5年4月分～令和6年3月分（12ヶ月分）」の証明書が発行されます。令和6年の確定申告に使用する証明書（令和6年1月～令和6年3月分）は発行できません。

参考（所得税基本通達74・75-2 前納した社会保険料等の特例）

前納した社会保険料等のうちその前納の期間が1年以内のもの（中略）については、（中略）その全額をその年において支払った社会保険料等の金額として差し支えない。（後略）

※ 確定申告に関する詳細については、最寄りの税務署にご相談ください。

〒163-1305

東京都新宿区西新宿 6-5-1  
新宿アイランドタワー5階  
東京不動産業健康保険組合  
会計課 TEL03-3343-2802